

県民会議だより

ぼうし 暴 迫

No. 87

7.1.2023

暴力団三ない運動
恐れなさい
金を出さない
利用しない

プラスワン
+1

交際しない



千葉県誕生150周年

千葉県庁、千葉県警察本部、千葉県議会棟を望む（千葉県警察写真提供）、及び初代千葉県公選知事川口為之助像



千葉県PRマスコットキャラクター
チーバくん



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議

(千葉県公安委員会指定)千葉県暴力追放運動推進センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4丁目13番7号 千葉県酒造会館内

メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp

ツイニゴヨー ヤクザ ゼロ

TEL 043-254-8930

オーヤクザゴヨー
フリーダイヤル 0120-089354



千葉県警察本部刑事部組織犯罪対策本部

組織犯罪対策課長 庭野 英雄

暑中お見舞い申し上げます。

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の役職員及び賛助会員の皆様、並びに暴力団追放運動に携わっておられる皆様には、日頃から暴力団対策をはじめ、警察業務各般にわたり温かい御理解と多大な御協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

さて、最近の暴力団情勢についてでありますと、暴力団対策法が公布された平成3年当時、全国で約9万1,000人だった暴力団勢力は、令和4年末には約2万2,400人にまで減少いたしました。また、県内勢力についても、全国同様に減少し、令和4年末には約1,060人となるなど、各種取組が着実に実を結んでいるところであります。

しかしながら、暴力団は、その数こそ減少しましたが、山口組の分裂に伴う対立抗争とみられる銃器や刃物を用いた襲撃事件等が、いまだ各地で発生しているように、縄張りや勢力争い、あるいは利益を得る上での粗暴性は、決してなくなるものではありません。

また、近年、暴力団は、資金獲得活動を複雑化、巧妙化させていることに加え、警察からの取締りを逃れるため、いわゆる半グレと呼ばれる準暴力団の後ろ盾となり、特殊詐欺をはじめとする犯罪や、これらにより得た資金を元手に風俗営業等を行うなど、合法・非合法を問わず、手段を選ばず、あらゆる方法で資金の獲得を行い、組織の維持、拡大を図っていることから、依然として県民生活における大きな脅威となっております。

県警では、暴力団を取り巻く情勢の変化に対応するため、本年4月1日付で、暴力団対策室を組織犯罪対策課へ、特殊詐欺対策室を捜査第四課へ移管し、体制強化を図ったところでありますと、暴力団の壊滅の実現は、警察のみの力で成しえられるものではなく、社会全体で取り組んでいくことが不可欠であります。

本年は、千葉県誕生150周年という節目の年であることからも、安全で安心できる県民生活を確保するため、皆様と緊密な連携を図りながら、これまで以上に暴力団に対する取締りと排除活動を推進して参りますので、どうか変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申しあげます。

結びに、皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、卷頭の御挨拶とさせていただきます。



ご
あ
い
さ
つ



千葉県弁護士会
民事介入暴力被害者救済センター
委員長 大塚 功

千葉県弁護士会民事介入暴力被害者救済センター(以下「当センター」といいます。)委員長の大塚功と申します。日頃より当会の活動にご理解・ご協力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

当センターは、昭和56年4月1日、暴力団等による民事介入暴力事案の被害者救済及び同事案の事前防止を目的として設立されました。平成10年10月21日には全国に先駆けて千葉県警察、千葉県暴力団追放県民会議及び当会の三者間で民事介入暴力事案等に対する連携についての協定を締結し(三者協定)、三者の密接な連携のもとで暴力団による被害の救済に取り組んでいます。

暴力団勢力はその人数を減らしているとはいえ、いまだ根絶されるには至っていません。民事紛争への介入や企業活動への進出にとどまらず、特殊詐欺にも関与するなど、その活動は日を追うごとに多様化・潜在化しており、いつどこで被害に遭うかわかりません。このような状況に対処するために、当センターでは、簡易迅速に複数代理人体制を実現するための民暴サポート制度や、事案に即した相談者の配点を実現するための民暴事案相談制度を構築し、早期に適切な法的サービスを提供するための体制を整えています。

なお、近時は暴力団のような組織性はないものの同様の暴力的不法行為等を常習的に敢行する準暴力団が活動を活発化させています。また、各種のハラスメントやドメスティック・バイオレンスのように一般市民が暴力や不当要求行為の主体となることも珍しくなく、暴力団構成員等以外の者の行為による被害も数多く発生しています。このため、当センターの運営する各制度は、行為主体が暴力団構成員等であるか否かにかかわらず、暴力による被害のおそれがある事案を広く救済の対象としています。

当センターは、これまで以上に三者の連携を深めながら、多様化・潜在化する反社会的勢力の活動に対応していくたいと考えておりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。



反社会勢力からの購読拒否対応要領

県内において、減少傾向にはありますが暴力団等反社会的勢力による書籍、機関誌、情報誌等の送りつけなど不当な購読要求はいまだに後を絶ちません。

**令和3年に、特定商取引法が改正され
同年7月以降、一方的に送りつけてきた
書籍、機関誌等は直ちに処分^(※)可能に
なりました。**

※ 直ちに処分とは、差出人が一方的に送りつけてきた書籍、機関誌等を確認し、その後に起こす処分行為のことです。
(個人に限ります。)



一方的な送りつけ行為に対する基本三原則

① 商品は直ちに処分可能。

注文や契約していない書籍、機関誌等が、金銭を得ようと一方的に送りつけられた場合は直ちに処分することが出来る。(特定商取引法第59条第1項 売買契約に基づかないで送付された商品)

② 相手から金銭を請求されても支払いは不要。

一方的に書籍、機関誌等を送りつけられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。
また、仮に受け取った者がその商品を開封や処分しても、金額の支払いは不要です。
相手から金銭の支払いを請求されても、応じる必要はありません。

③ 一方的に送りつけられた書籍、機関誌等の代金を支払っても返還請求が出来る。

一方的に送りつけられた書籍、機関誌等の代金を請求され、支払い義務があると誤解して、金銭を支払ってしまった場合も、その金銭については返還請求することができます。

注意事項

適用除外

特定商取引法とは、商取引に係る購入者(個人)を対象として制定されたものであり、法人・会社等の団体は適用出来ない場合があります。

契約有無の確認

会社名等で届いた場合は、社内関係部署に当該書籍、機関誌等の契約事実の有無について確認してください。そして、もし社員や役員が断り切れず契約した事実があった場合は、会社内の個人が契約したとして、「クーリングオフ制度」を活用し、8日以内に契約を解除する方法があります。



近年、社会から暴力団を追放しようとする気運が浸透し、暴力団対策の構図は、「警察対暴力団」から「社会対暴力団」へと転換が図られました。

しかしながら、暴力団は、組織維持のため、覚醒剤の密売や賭博といった古くからの資金獲得活動に加え、社会経済情勢を巧みに利用しながら、あらゆる犯罪に手を染めているほか、最近では、いわゆる半グレと呼ばれる準暴力団の後ろ盾となるなどして、特殊詐欺に深く関与している実態も明らかになっています。

暴力団を壊滅に追い込み、暴力団のいない千葉県を実現するためにも、一丸となって暴力団追放運動を推進していきましょう。

今回は、令和4年度下半期に取り扱った事件の一部を紹介します。

○ 恐喝事件で五代目工藤会系組員ら5名を逮捕

五代目工藤会系組員らは、令和3年8月31日、柏市内の路上において、信号待ちで停車していた20代男性に対し、原動機付自転車を追突させてしまった旨を告げると共に、被害者が警察への通報を断ると、「酒でも飲んでるのか。バイクの修理代払えるのか。」などと脅迫し、現金160万円を脅し取ったとして、令和4年12月から本年1月にかけて5名を逮捕したもの。

○ 住居侵入・窃盗未遂事件で稻川会系組員ら6名を逮捕

稻川会系組員らは、令和3年6月18日、金品を盗む目的で、県内の80代男性宅に侵入、家屋内を物色したとして、昨年11月から本年2月にかけて6名を逮捕したもの。

○ 詐欺・宅地建物取引業法違反事件で稻川会系幹部を逮捕

稻川会系幹部は、東京都内所在の不動産業者が管理する千葉県内所在の集合住宅の賃借権を不正に取得するため、令和2年10月頃、暴力団構成員が入居する目的を隠して、千葉県内所在の不動産仲介業者が作成した虚偽内容を記載した賃貸借契約書等を同不動産業者に提出し、賃借権を不正に取得したとして、本年2月に逮捕したもの。

お問い合わせ先

暴力団に関するご相談は、最寄りの警察署刑事（二）課又は
千葉県警察本部まで
県警本部電話 043-201-0110（代表）

特殊詐欺(電話de詐欺)の撲滅に向けて

6月1日から8月末まで緊急対策月間!

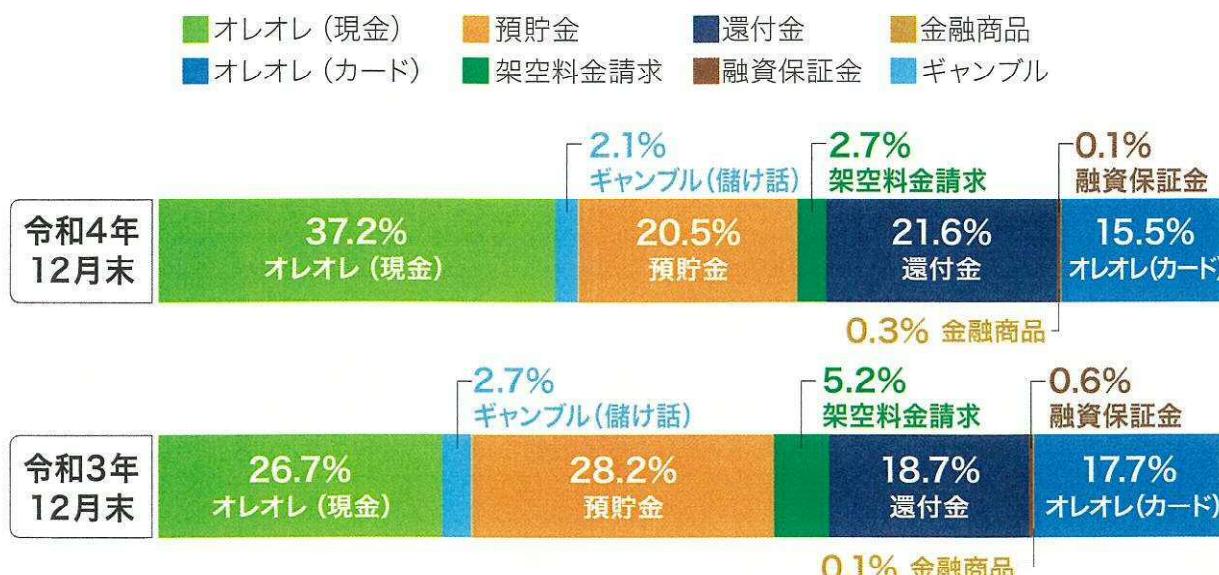
千葉県において、令和4年中に発生した特殊詐欺（以下「電話de詐欺」と言う。）の発生件数は1,457件（前年比+354件）で、被害総額約34億円（前年比+約8億円）であり、本年に入り更に増加傾向にあります。

県警では、本年6月1日から8月末までの3ヶ月間を【「電話de詐欺」緊急対策月間】として検挙活動、被害防止活動に全力を挙げて取り組んでおります。

電話de詐欺は、電話をかける役、現金を受け取る役、現金を回収する役など組織化されており、バックには暴力団が介在し、被害金の一部が暴力団の資金源になっております。

暴力団による特殊詐欺（電話de詐欺）事件については、いわゆる組長訴訟（その組員が所属する暴力団組織のトップを相手取り、管理者責任として被害者側がする民事訴訟。）が全国で近年相次ぎ、勝訴する例が増えています。

電話de 詐欺手口別構成比



※構成比の数値は、表記外の数値を四捨五入しているため、必ずしも合計が100%になりません。

電話de詐欺は電話de対策!

留守番電話設定

不審な電話に出なくてすむ。

・留守番電話設定機能付きの電話機

留発信者番号通知サービス

電話に出る前に知っている
電話か確認できます。

・発信者番号通知サービスへの登録

○ 電話で「お金」や「カード」の話が出たら 詐欺!!

○ 家族の絆で詐欺から守る!!

○ 詐欺と気づいたら、警察に通報し「騙されたふり作戦」にもご協力を!!



HOT NEWS…協議会・総会・研修会等の開催…

◆千葉県力団追放県民会議ゼネコン連絡協議会 (令和5年2月15日)



◆UR都市機構千葉県暴力団等排除対策協議会 (令和5年2月22日)



◆定時理事会 (令和5年3月13日)



◆千葉県証券警察連絡協議会総会 (令和5年4月28日)



◆千葉県企業防衛協議会総会 (令和5年5月10日)



◆舞浜リゾート暴力団排除連絡会定期総会 (令和5年5月12日)



◆千葉県生保警察連絡協議会 (令和5年5月23日)



◆定時理事会 (令和5年5月26日)



◆佐倉市暴力団排除対策協議会 (令和5年6月5日)



◆千葉県遊技業協同組合総会 (令和5年6月7日)



◆定時評議員会 (令和5年6月12日)



事務局からのお知らせ 着任あいさつ

事務局次長 中山 誠一

このたび、公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議の事務局次長として着任しました。

県民総ぐるみの暴力団追放運動を力強く推進するため、当県民会議の一員として最善を尽くす所存です。

皆様のご支援、ご協力をお願いします。



追悼

安藤理事長

ご逝去について

公益財団法人千葉県暴力団追放県民会議
理事長安藤薦勇儀 かねてから療養中の
ところ去る一月十八日にご逝去されました。
(八十五歳)

ここに生前のご厚誼を深謝し、謹んで
お悔やみ申し上げます。

故安藤理事長は、平成二十五年六月に
ご就任された後、実に10年近くにわたって、
その卓越した指導力と広い見識をもって
事業発展にご貢献されてきました。

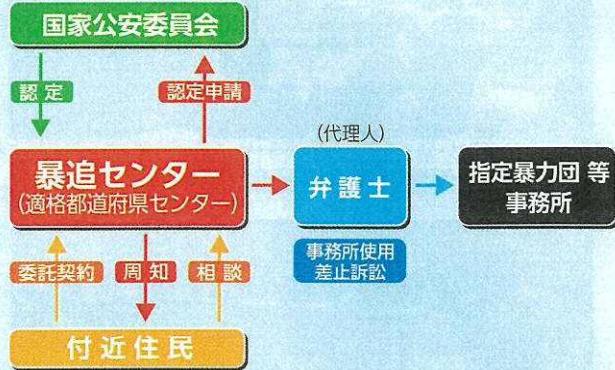
当県民会議としては現下の厳しい社会
情勢の中で大黒柱と云うべき理事長を
失ったことは、真に痛惜の極みであり、
残念でなりません。

今後は理事長のご薰陶を肝に銘じて事業
推進に全力をあげることが私共の責務と
考えております。

適格都道府県センター制度

県民会議(千葉県暴力追放運動推進センター)は、平成26年2月27日、国家公安委員会から適格都道府県センターとして認定を受けました。これにより指定暴力団等の事務所が存在する付近住民の皆さん等からの委託を受け、県民会議が原告となって暴力団事務所使用差止請求等の訴訟を行うことができるようになりました。

- 地域住民からの指定暴力団の事務所使用差止訴訟に関する相談を受けた場合は、暴追センターにおいて、弁護士等の専門知識・経験を有する者の助言、意見を聞いて検討を行い、理事会において最終的に委託を受けるか否かを決定します。
- 委託を受けることに決まれば、住民と暴追センターとの間で委託に関する契約書を取り交わします。
- 他の住民にも委託の機会を与えるために、委託を受けたことを周知します。
- 訴訟に関する手続きは、弁護士が行います。



賛助会員募集

県民会議では、企業、団体、個人などの県民総ぐるみによる暴力団追放運動を広範囲に展開していくため、ご賛同、ご支援をいただける事業所、個人等の方々を「賛助会員」として募集しています。R5.3.31現在26団体268企業にご加入していただき、暴力団追放の旗印のもとに活動を進めています。

- 入会手続／ホームページから入会申込書等をダウンロードして入会手続きをすることができます。また、県民会議事務局(043-254-8930)までご連絡くださいれば入会申込書をお送りします。
- 賛助金／県民会議は、公益財団法人ですので、賛助金は税法上の優遇措置を受けることができます。賛助会員の皆様には、会員章(縦45cm・横15cm)の交付、機関紙、暴追資料・ポスター等の配付を行います。

シンボルマークの意味

背景にある「B」の図柄は、「暴力団追放県民会議」の「B」を手前にある拳の図柄は、「県警、行政、弁護士会、地域、職域の団結」と「暴排に対する気持ちの強さ」を表し「CHIBA」の文字は、「千葉県民総ぐるみの取り組み」を示したものであります。色彩については、千葉県を連想させる「海の青」を基本としました。



公益財団法人 千葉県暴力団追放県民会議(千葉県暴力追放運動推進センター)

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-7 千葉県酒造会館内

TEL : 043-254-8930 FAX : 043-227-7869

ホームページ <https://boutsui-chiba.jp> ツイニゴヨーカクザゼロ 検索 メールアドレス boutsui-chiba@opal.plala.or.jp